○評議員に対する報酬等の支給の基準

（目的）

第１条　この規程は、学校法人活水学院（以下「この法人」という。）の寄附行為第 58 条の規定に基づき、評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、各号に定めるところによる。

(1) 常勤の評議員とは、活水学院寄附行為第 32 条第１項第４号～第６号の評議員になった者をいう。

(2) 非常勤の評議員とは、常勤の評議員以外の者をいう。

(3) 評議員の報酬等とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称を問わない。この評議員の報酬等には、活水学院給与規程に基づくものを含まない。

(4) 費用とは、評議員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

（報酬等の支給）

第３条　評議員に対しては、評議員会など特に業務を委託され会議に出席する場合は、別表１に定める報酬等を支給するものとする。ただし、常勤の評議員には報酬等は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第４条　非常勤の評議員に対する報酬等の支給時期は、前条の会議が開催された日の翌月 20 日とする。ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、前営業日に支払うものとする。

２　報酬等は、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振込むものとする。

３　報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

（費用）

第５条　評議員が職務の執行に当たって旅費を要する場合は、別に定める活水学院旅費支給内規及び活水学院海外出張旅費支給内規に基づいて旅費を支給する。

２　評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

（公表）

第６条　この法人は、この規程をもって、私立学校法第 151 条の定めにより、報酬等の支給基準として公表する。

（補則）

第７条　この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第８条　この規程の改廃は、評議員の意見を聴いた上で、理事会で決定する。

附　則　１

この規程は、2025 年（令和７年）７月 28 日より施行する。

別表１　非常勤評議員の報酬等

報　酬	交　通　費
日額　7,000 円	活水学院旅費支給内規を準用 長崎県外からの場合、JR・航空チケット、宿泊費等実費精算 長崎市内および近郊については日額 2,000 円